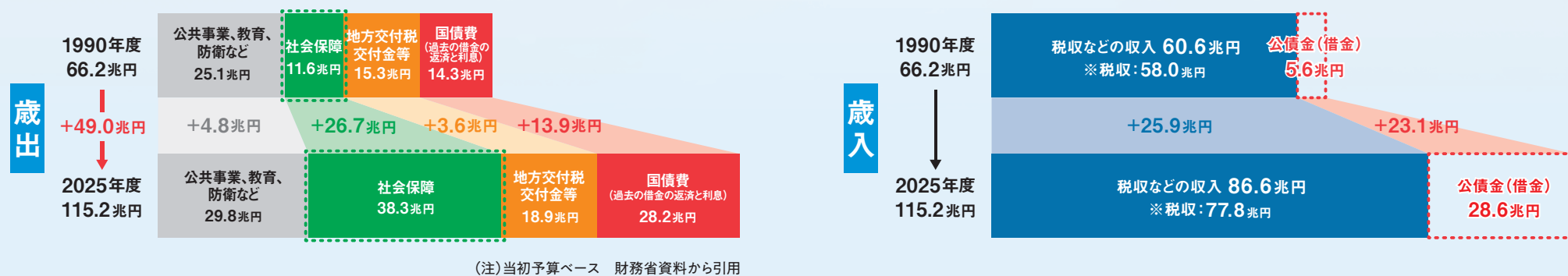


# 税と社会保障の一体改革を！

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

## 1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 斎藤 保  
株式会社IHI特別顧問

## 令和8年度税制改正に関する提言（概要）

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

### II 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

#### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

#### 3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。\*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。



公益財団法人  
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

